

# 萬曆の怪文書

——「憂危竝議」に踊らされた人々——

岡崎 由美

初めに

一、戊戌の妖書

a、『明史』が統括する管理的記述

b、『酌中志』が残す捜査官の記述

c、『萬曆野獲編』という第三者の記述

二、癸卯の妖書

a、『明史』が記録する中央の政争

b、『酌中志』が見た捜査の舞臺裏

c、『萬曆野獲編』が拾う事件の周縁

終わりに

初めに

萬曆三十一年（一六〇三）、廷臣閣老の邸門に怪文書が舞い込んだ。「帝は、鄭貴妃を寵愛する餘り、現皇太子を廢嫡して、鄭貴妃の子、福王をたてるつもりだ。」萬曆帝は激怒し、大々的な犯人捜索を嚴命する。事件はこうして顔のない言葉に始まり、對立する人々の間で、思惑がらみの憶測と誣告の言葉を増殖させ、恐喝、名譽毀損と言葉を弄んできた男を處刑することで強引な終息へ持ち込まれた。真相はついに藪の中で、凡そ正史からはみ出した言葉のエネルギーが終始一貫して事件を動かした。

それは、皇儲問題が難行したという萬曆の現實を背景にしてはいるが、言辭流通のエネルギーが、正史や科擧といった

國家體制が正統とする規範から大きくはみ出した時代を象徴する事件であつたともいえる。

正史に残らぬ或は選擇されぬ瑣語が「野史」と呼ばれる筆記類を膨張させ、科擧による上下關係からはみ出した「山人」が、無位無官のまま貴顯の門を出入りし、詩文言論の名望を以て私的文化サークルを横に渡り歩いた。<sup>(1)</sup> こうした文化力學の中で、社會の事件が、疏論や詩や民謡、小説、戯曲の姿を借りて記述され、リアクションがまた記述される。その極端なリアクションは舌禍という形で現れた。現實が「物言うこと」をアジテートする形態である。

ところが、怪文書事件は、確かに皇儲問題を背景にはしていたが、ありようは皇儲問題をそっちのけにして、實體の無い、或は目指すところのない疑獄事件に發展してゆくのである。怪文書の言葉は一人歩きして、事件をこしらえあげてしまった。事件の實體は「物言うこと」のなかに浮遊したまま、自己完結したといえる。本稿は、この「物言うこと」が現實をアジテートしてしまつた事件に、流通するものとしての言語エネルギーの文化的相貌を求めてみようとするものである。

## 一、戊戌の妖書

萬曆三十一年、即ち癸卯の年に押收された怪文書は、内容の奇妄怪誕によつて、癸卯の妖書と呼ばれた。だが、實は妖書事件は二度に亙るのである。これより先、萬曆二十六年（二五九八）戊戌の年に、形式内容共に瓜双つの妖書が出現していた。萬曆帝がその事勿れ主義から事件を採み消したため、記憶の痕跡が薄く、當時の人々の感覺から言へば、癸卯の妖書事件が時間を逆行させて、先行する双子の片割れを思い出させた形となる。

萬曆同時代史の私的記述者、沈德符も著書『萬曆野獲編』卷十八「憂危竝議」で、

其の根は則ち戊戌の妖書に始まるなり。

と、癸卯の妖書との關係を指摘しつつ、

而るに戊戌の妖書は、幾んど復た記憶せざるなり。

と述べている。その反復性も妖書の生成力を見る鍵となるう。

そこでここでは、やはり順序として、戊戌の妖書事件の概括から見ていきたい。史料として、先ず『明史』を擧げるが、その他に妖書事件について、かなり豊富な史料を提供し

ているものに『酌中志』と『萬曆野獲編』がある。ただ、ここでこの三書を取り上げるのは、記述を補い合うからというだけでなく、この三書自體が、言辭流通の運動の中で、「記述する主體」の面でも「記述される内容」の面でも、三者三様の異なる相に屬し、妖書事件の動きをそれぞれの角度で切り取っているといえるからである。

### a、『明史』が統括する管理的記述

『明史』は清の乾隆四年の成立であるから事件からは時間的にかなり隔たっているのだが、時間記述の明確さと感情的表現を交えない記事から、事件のあらまは最も述べやすい。『明史』の記述を全面的に信用するという意味でないのはもちろんのこと、事件の真相を明らかにする意圖も無いことを断っておく。

〔背景〕 萬曆帝が立太子の儀をなかなか舉行しなかったことは、宮廷最大の問題であった。もはや成人に達した長男朱常洛（萬曆十年生）は王氏の腹であったが、一方、萬曆帝の寵愛を獨占していた鄭貴妃にも朱常洵という男子（皇三子）がいたため、廷臣らがお家騒動を懸念したのも無理はなく、たび重なる諫言、陳情に帝が耳を貸さないのも疑惑のもとであ

萬曆の怪文書（岡崎）

った。

〔契機〕 萬曆十八年、山西按察使であった呂坤が、『閩範圍説』なる婦人啓蒙書を著し、これが鄭貴妃の手に入った。貴妃はこの書に自らの序を加えて、萬曆二十三年、伯父鄭承恩に重刻させた。この格別の名譽を賜った書を、士大夫らが争って買い求めた一方で、かねてより呂坤と對立していた給事中戴士衡が、「呂坤は鄭一族に取り入って皇儲問題を左右するつもりだ」と弾劾した。

そして、問題の年、萬曆戊戌二十六年四月、立太子の滞りに公憤を覺えた全椒知縣樊玉衡が、帝の寵愛を獨占する鄭貴妃への批判を主とする上疏をした。萬曆帝と鄭貴妃が激怒したのは言うまでもないが、大學士趙志臯の取りなしで、事を表沙汰にすることもなく疏を焼き捨てるに止まった。

〔事件〕 事件發生までのアプローチの長さに比べて、『明史』における事件そのものの記述は極めて簡單である。第一、「神宗本紀」には、戊戌の事件は記載されていないし、肝心の妖書本文も収録されていない。僅かに以下の二つの列傳が、妖書の出現を比較的詳しく残している。

卷一四「恭恪貴妃鄭氏」：

二十六年秋、或るひと『閩範圍説跋』を撰し、名を『憂

危竑議」と曰う。其の名を匿し、京師に盛傳し、坤の書、首に漢明德馬后宮人由り位を中宮に進むを載するは、意以て妃を指し、而して妃之刊刻、實は此れに藉りて己の子を立つる之據と爲すを謂う。其の文、「朱東吉」に託して問答を爲す。「東吉」なる者は、東朝なり。その名憂危は、坤曾て憂危の一疏有るを以て、因りて其の名を借りて以て諷す。蓋し言妖なり。

卷二二六「呂坤」：

略言するに「坤『閨範』を撰し、獨り漢明德后を取るは、后貴人由り中宮に進めば、坤以て鄭貴妃に媚ぶるなり。坤疏して天下の憂危を陳べ、言わざる事無きも、獨だ建儲に及ばざるは、意自ら見る可し。」其の言絶だ狂誕、將に以て坤を害せんとす。

事件には、流血沙汰も、陰謀の發覺も無かつた。數枚の紙に書かれた文章が事件そのものだったのである。怪文書の名を『閨範圖說跋』別名『憂危竑議』という。<sup>(2)</sup>確かに事件はあった。「呂坤と鄭貴妃が結託してお家騒動をたくらんでいる」という言葉の存在である。だが、それは妖書刊刻に至るアプローチと、その後始末によってこそ證明される、實體の無い挑發であつた。他に妖書事件の名を残した列傳は、おおむね

事件の引き起こした疑獄騒ぎに巻き込まれた人々のもので、列傳の當人がどの様に連座したかという、事件の後始末の記述に過ぎない。

皇太子決定のもたつきに關する伏線の後、時機巧みに登場した妖書は挑發の仕掛けとなり、むしろその後始末の騒動が、事件そのもののように實體化してくるのである。

〔決着〕 問題は二點に絞られる。

(一) 犯人は誰か。

(二) 呂坤と鄭貴妃は結託していたのか。

二番目の問題については、「鄭貴妃」の項で

太監陳矩之を見、持ちて以て帝に進む。帝、貴妃に賜り、妃、之を重刻すれば、坤與かる無きなり。

という事になつている。「陳矩」の項でも

嘗て詔を奉じて書籍を收む。中に侍郎呂坤著す所の『閨範圖說』有り。帝、以て鄭貴妃に賜う。

と記述している。眞偽はともあれ、呂坤の知らぬうちに妖書は帝の手から貴妃に渡つた、と公にされた。ここから、名譽毀損の犯人捜査が、本題から逸脱して一人歩きを始める。

第一に疑われたのは、當然戴士衡と樊玉衡であつた。萬曆帝は二人を流罪に處し、事は穩便に濟みそうになつたのだ

が、もはや周囲がそれを許さなかった。御史趙之翰が、この事件の首謀者は大學士張位であると告發したのである。『明史』「張位」には、

呂坤、張養蒙と孫丕揚と交わり良く、而して沈思孝、徐作、劉應秋、劉楚先、戴士衡、楊廷蘭則ち位と善く、各左右する所有り。

と兩派閥の存在を述べている。事件を巡る言葉の磁場は、皇儲問題云々をそっちのけにして政争に取って代わられた。呂坤側の人名が妖書の中に出てきたからである。互いの告發と辨明の果て、判決は張位側の敗北で終わった。

『明史』の記述の限界はここまでである。畢竟、明朝が終わって後成立した『明史』にとつて、事件は過去の歴史であつて、事件へのアプローチと事件の引き起こした騒動は、「起こったこと」として記述しているが、妖書の言葉の持つ、挑發という無形の運動機能自體を靜止した歴史記述の中に押さえ込むことはしなかった。妖書にどういふ言葉が書かれていたのか。そのエネルギーは正史からはみ出していくのである。

b、『酌中志』が殘す捜査官の記述

萬曆の怪文書（岡崎）

『酌中志』二十四卷は、宦官劉若愚(4)が著した萬曆、泰昌、天啓三代の朝廷の雜録である。萬曆辛丑（二十九年）宮廷に入つて、時の太監陳矩に仕えたばかりの彼は、二年後に起きた癸卯の妖書事件で、捜査官陳矩の記録官を勤めた。この事件に強くひかれた彼は、『酌中志』の第一卷と第二卷を丸ごと妖書事件の記述に當てている。その記述の特徴は、恐らく捜査関係者にのみなしうる記録ファイルの提供であつた。本書卷一「憂危竝議前紀」は戊戌の妖書の記録で、この時彼はまだ入宮していなかつたが、卷一末に附された備記によれば、萬曆辛丑秋、累臣初めて皇城に入り、先臣陳太監矩の直房に在りて筆硯之役に供す。室中に一箱を封じること甚だ密なるを見、其の後御前に甚事を查收するに因りて、箱を啓きて之を視れば、則ち…

上奏文や勅書に混じつて、『辨冤續言』といった戊戌妖書事件の關係文書が収まっていたのである。

『酌中志』卷一の記述は、

(1) 劉若愚による事件の概括（序を兼ねる）

(2) 「辨冤續言序」——鄭承恩による妖書誹謗への反駁と

辨明

(3) 鄭貴妃「重刊閨範序」

- (4) 「閨鑑圖說跋」(標名「憂危竝議」)<sup>(5)</sup>  
 (5) 錦衣衛搜查報告  
 (6) 萬曆二十六年五月十五日付聖旨  
 (7) 上述の備記(天啓元年二月付)  
 以上の構成になっている。

こうした生の資料によって、『明史』には概略されるのみの妖書自體の面貌が極めてはっきりとする。例えば、(4)の妖書全文の収録では、妖書は「朱東吉」という架空の人物と或る人の一問一答形式を採る。

或る人曰く：「呂、素より正學を講め、曲謹を稱えらる。胡んぞ輒ち逆謀に與するを忍びんや。」曰く：「君、其の一を知りて未だ其の二を知らず。昔呂銓部を得て以て道を行わんと欲す。…内禁之援を邀うれば、門を出て功有り、詩書發塚すること未だ嘗て正を出でざらず。」

朱東吉は、「まさか」「なぜ」を重ねる或る人を説き伏せ、呂坤と鄭貴妃が謀むお家騒動の陰謀を誠しやかに納得させていく。そして、鄭貴妃に荷擔する廷臣として、呂坤のほかに張養蒙、鄭承恩ら九人の實名を挙げる。つまり妖書の言葉そのものが、皇儲問題から黨派闘争へ移行する噂のモデルなのである。『明史』の記述は、この妖書の挑發力が現實に實體

化したものを押さえたのだといえる。

また、『閨範』が、呂坤の獻上ではなく、帝の下賜というのも、(6)の萬曆帝自身の告白が根據であったことが解る。

『閨範圖說』是朕付與皇貴妃所看。…戴士衡這廝、每以私恨之仇、結黨造書、妄指宮禁、…好生可惡。

現代風にいえば、これも傳聞證據の一つにすぎない。劉若愚は、事件の概略の項で、太監陳矩が坊間に購入した本書を獻上し、戴士衡が妖書を書いた、と『明史』以上の斷定的記述をしているが、資料の方は、確定すべく交錯する言葉の現場を生のまま示している。

『酌中志』の記述には、張位らへの事件の波及は含まれていない。妖書の吟味それのみであって、丁度、『明史』の記述がドーナツの穴の様に残した部分に收まる。つまり、『酌中志』に見える妖書事件の本體は、怪文書の誹謗、被害者の反論、錦衣衛の調査報告、帝の辨明など言葉が投げ交わされる力學そのもので出来上がっているといえる。これが『明史』からはみ出した、事件のエネルギーの一面である。ただ、劉若愚の立場を考えれば當然であろうが、彼の所謂「史乘の需むる所は、惟だ明白確實に貴し」という責任の所在は、事件に一本の筋を通そうとする動きを據り所として、憶

測や噂をそぎ落とした。

そこで、更に『酌中志』からもはみ出した、妖書自身どこへいくか預かり知らぬ無責任な噂のエネルギーを追ってみたい。

### c. 『萬曆野獲編』という第三者の記述

沈徳符が著した『萬曆野獲編』は、嘉靖、萬曆年間を主とし、古くは太祖洪武帝時代まで遡って、朝野の逸事を拾ったものである。傳聞も多いし、彼自身の憶測も交え、所謂稗官家の野史雜記だが、社會のスキャンダラスな面を良く收拾している所に、一つの事件が言葉を伸び縮みさせながら廣がっていく磁場を見ることが出来る。

『萬曆野獲編』補遺卷<sup>(6)</sup>三は、「戊戌誘書」、「癸卯妖書」の二項目が収録されており、前者には鄭貴妃の「重刊閨範序」及び「閨鑑圖說跋」全文が

恐らく國史他日未だ必ずしも本末を全載せず。今、其の全文を後に録す。

という理由で収めてある。

彼の記述の特徴は、分裂した傳聞を、分裂したまま捉えているところにある。例えば、「戊戌誘書」の項で、呂坤が非

難される原因について、

蓋し首篇の明德馬后進封一事を以て、稍か礙眼を免れざるのみ。

と目障りな點があつたことは認めている。また、鄭承恩の辨明の上疏については、

承恩辨疏、即ち跋語を以て給事(戴士衡)之筆より出づると爲す。此れ仇口往復の常にして、亦訝むに足る無し。

と冷靜である。

特に、呂坤と鄭貴妃の結託を指されるもとなつた、『閨範圖說』獻上の一件については、「帝が下賜したものだ」と言い切つた『明史』とも「帝が下賜したと言つたから呂坤は關係無い」という『酌中志』とも違うナレーションが現れる。

鄭承恩上疏の後、又「辨冤續言」を刻し、盡く貴妃の序並びに跋を載す。承恩辨疏に云わく、圖說乃ち皇貴妃頒つに内府自りし、重ねて再序を加う、と。即ち貴妃の序中も亦、近く呂氏の閨範一書を得、と云うに過ぎざるのみ。而して、明旨忽ち下りて云わく、「閨範是朕付與貴妃所看」。是に於いて臣下口を緘し、敢えて復た戴、樊

の爲に冤を陳べず。(『戊戌謗書』)

重刻の際には、入手先を明言していなかったのに、事件が起ころや、帝の下賜ということで緘口令が敷かれてしまったという。沈徳符は更に、同書卷三「今上家法」で、

上、旨を下して謂わく、此の書、本は御賜に係り、私獻に出づるに非ず、と。衆疑始めて稍か解く。蓋し此の書未だ必ずしも曾て御覽に入らず、即ち入覽するも亦必ず重ねて發梓するを命ぜず。聞くなりく上初め呂を彈ずるの疏を見、聖意甚だ憚ばず。特に貴妃の故を以て投鼠の忌有り。姑く御賜と云い、以て衆口を杜し、浮謗を塞ぐのみ。

とその作爲を囁く噂を取り上げる。

結局、呂坤が關係していたか、張位は戴士衡を操っていたのか、沈徳符は、「戊戌妖書」の項で、

呂刻書之成心有りやと否やと、張相、士衡の疏に於いて、果たして預聞するやと否やとの若きに至りては、則ち冥冥中に鬼神の之を督す有り。兩家、訟を聚むるは、正に婦女の勃谿するが如し。俱に憑るに足らざる也。

と、投げ重ねられる言葉の交錯を「女子供の喧嘩」と評す。

このように、『酌中志』が、これ以上もこれ以下も無いか

のように示した妖書事件の文書は、『萬曆野獲編』で、更に分裂擴散する言葉を産み出す巢になった。『明史』には現れなかった、言葉の消費という事件の本體を『酌中志』が演じ、その本體の膨張を『萬曆野獲編』が捉えた。即ち、陰謀の審議、犯人の摘發、失脚などは、所詮妖書事件の本質ではなく、その力が可視化したものである。妖書事件の本質は、ものを言えば言うほど収まりの着かぬもの、言葉を消費するエネルギーが更なる言葉を自己増殖させていくものだったのである。

## 二、癸卯の妖書

萬曆二十九年、長く滞っていた立太子の儀が舉行された。

皇儲問題は落着いたはずだった。しかし、戊戌の年、皇儲問題をダシにして味をしめたスキャンダルの生成力は、自らのエネルギーを持て餘すかのように、言葉の消費を求めていくのである。

立太子の後、内閣の顔ぶれはかなり変わった。時の最高権力者は、首輔の沈一貫である。彼は陳于陞と共に、王錫爵、趙志卓、張位が内閣に三立していたとき内閣した。奇しくも彼は、戊戌の妖書事件の際、張位との關係を問われて立場を

危うくしかけた。だが、上疏によって却って帝の怒りをおかした張位と異なり、ひたすら恐懼謹慎を守って切り抜け、萬曆二十九年、趙志皐の死去によって、政務の第一任者となった。そこへ、閣臣増員の人事措置が採られ、翌三十年沈鯉と朱廣が加わる。この沈鯉に對する沈一貫の敵意が、癸卯の妖書事件を派手に彩ることになった。

### a、『明史』が記録する中央の政争

『明史』の「神宗本紀」に、

三十一年十一月甲子、妖書を獲るに、帝、太子を易えんと欲するを言う。五城に詔して大いに索む。

とある。大事記に現れた妖書は、『明史』に於いて、既に述べたその記述の性格から、妖書のパワーが可視化した事件、即ち挑發されて實體化したものを捉えている。それが、中央の政争である。

〔背景〕

1、沈一貫と沈鯉及び郭正域との確執

『明史』卷二一七「沈鯉」

一貫、士心夙に鯉に附くを以て、深く之を忌み、書を李三才に貽りて曰く、「歸徳公（沈鯉）来たれば必ず吾が

位を奪わん。將に何を以てか之に備えんと」

『明史』卷二二六「郭正域」

初め、正域の入館するや、沈一貫、教習師と爲る。後に関に服し編修を授くるも、弟子の體を執らざれば、一貫無望なる能わず。是に至りて、一貫首輔と爲り、沈鯉之に次ぐ。正域と鯉と善く、而して心一貫に薄し。

### 2、楚王事件

萬曆三十一年、妖書事件の直前、楚王家でお家騒動が起った。現楚王の華奎は前楚王妃の兄王如言の妾の子で、王の血を引かぬ僞王だと告發があつたのである。告發者は王如言の女婿華越。華奎の重賄を得た一貫は、通政司に華越の訴狀を差し留めさせ、その間に逆に華越を告訴する上疏を通した。究明に參與した郭正域はこれを不當とし、公平なる調査を求めた。沈鯉も郭正域を支持し、ここに沈一貫と、沈鯉、郭正域の對立は露になる。

『明史』卷二二六「郭正域」

正域既に忤を一貫に積み、一貫深く之を憾む。…初め、一貫、正域に屬するに通政司の疏を匿せし事を言う母れと。華越の疏上するに及び、正域、行勅を主る。一貫言わく親王當に勘すべからず、但當に體訪すべしと。

これを拒否した郭正域と、その肩を持った沈鯉が、一貫の目障りになったのは言うまでもない。正域は弾劾を受け、官職を退いた。そして、

正域甫めて舟に登り、未だ行かずして、「妖書」の事起く。(『明史』二二八「沈一貫」)

のである。

〔事件〕 癸卯の妖書自體は、戊戌妖書の續編という形を借りて出現した。

卷一一四「恭恪貴妃鄭氏」

『續憂危竝議』復た出づ。是の時太子既に立ち、大學士朱賡是の書を得、以て聞こゆ。書「鄭福成」に託し問答を爲す。「鄭福成」なる者は、鄭之福王當に成るべきを謂う也。大略に言わく、「帝、東宮を已むを得ずして立つに於いて、他日必ず易えん。其の特に朱賡を内閣に用うるは、實は更易之義を寓す。」と。

卷三〇五「陳矩」

三十一年十一月味爽に至り、朝房自り勳戚大臣の門に至り、各匿名書一帙有り、名曰く『續憂危竝議』、貴妃と大學士朱賡、戎政尚書王世揚、三邊總督李汝、保定巡撫孫璋、少卿張養志、錦衣都督王之楨、千戸王名世、王承

恩等、相結びて、太子を易えんと謀るを言う。

それ自體は戊戌の妖書を性懲りもなく繰り返したものが、利用次第という無方向な唆しは前回以上の力を發揮したかも知れない。

〔擴大〕

『明史』卷二一七「沈鯉」

奸人撰する所の『續憂危竝議』發するに及び、一貫輩其の事を張皇し、其の黨錢夢阜をして正域鯉の門生にして、妖言を協造するを誣奏し、並びに鯉奸賊の數事を羅織せしむ。

『明史』卷二一七「李廷機」

沈一貫、妖書を藉りて正域を傾けんと欲す。

楚王事件を延長する連結器となった妖書は、皇儲問題をそののけにして、郭正域と沈鯉に係わりの有る人間を芋づる式に摘發することになる。

●沈一貫の一黨康丕揚、錢夢阜が郭正域と交友のある僧達觀、醫者沈令譽を捕縛。

●王之楨、康丕揚が沈鯉の邸宅を搜索、郭正域の舟を圍み、下男下女を逮捕。

●郭正域の下僕毛尙文逮捕さる。

● 玉立と王士驥、沈令譽との關係から連座。

これに加えて、妖書を利用せんとする輩が、誹謗と中傷のなすりあいを始め、事件は泥沼化してゆく。

● 王之楨ら、同僚の周嘉慶を告發。

● 胡化が阮明卿を告發。

● 阮明卿の舅錢夢阜、報復として胡化を郭正域、沈鯉の一黨と逆告發。

リストアップされる人間は増えるばかりであったが、沈一貫の欲しい郭正域と沈鯉の名は遂に出てこなかった。

このように、『明史』に記述されたのは、言わば妖書のエネルギーを、その生成とは無關係に利用した層の斷面が主であった。

一方、沈一貫とのルートとは別に、帝から捜査主任に任せられた太監陳矩と捜査擔當の錦衣衛は、舌禍事件の前科を持つ皦生光なる人物を摘發、取り調べを行ったが、これも決め手は無かった。陳矩は、本ボシの斷定をためらいつつ、事件の早期解決のため、皦生光を極刑に處し、ここに朝廷の混亂は終息する。郭正域、沈鯉は罪を免れた。この陳矩らの動きが、次の『酌中志』では、妖書のエネルギーをその立ち上りの時點で捉える層として、記述の中心となってくる。

b、『酌中志』が見た捜査の舞臺裏

『酌中志』卷二「憂危竝議後紀」の構成は、

(1) 『續憂危竝議』全文収録。

(2) 捜査經過（以下より構成）

帝と捜査主任陳矩の報告のやりとり

皦生光尋問資料

陳若愚所見

となっている。

妖書の内容は、前回と同じく、「鄭福成」という架空の人名による問答形式である。立太子とともに入閣した朱廣の廣の字が「更」と音通であるという擧げ足取りに始まる中傷は、鄭貴妃以下、王世揚、孫瑋等十人をお家騒動の「十亂」と呼び、沈一貫を保身の立ち回り巧みな野心家と風刺する。

戊戌の妖書と癸卯の妖書が、共に採用した問答形式は、奇しくもそれ自體、噂が人と人の口の端で當てもなくやりとりされるうち形作られていくことのカリカチュアとなつていゝ。妖書の形式そのものが、妖書の時き散らす噂の構造を内に縮小しているのである。

陳矩の報告とそれに逐一返ってくる帝の聖旨もまた同様のカリカチュアと言える。

帝：我想『憂危竝議』後有名無名。張位怎麼打發了。作查寫來看。

陳：恍惚記得『憂危竝議』後有朱東吉一箇名字。彼時也曾密訪、係是詭名。張位爲東事打發去、未知是否、待查明具奏。（陳矩、都下公安機關との捜査協力を依頼）

帝：爾宜各布旗校、用心密切訪拏、還著在京各該緝事衙門、又在外各直省撫按、通行嚴捕、務在必獲、以慰朕心。

……

帝：我觀爾奏已知道了。：我問的是今日著法司立的賞格。又二輔鯉見此本怎麼說。爾可訪來。外邊府部院各有何事情。：爾可看。此二本二帖是某做的、可見其心本是先一次帖、是後一次帖。

あれかこれか、彼らは犯人を求めて會話を消費する。捜査という目的はあったが、言葉の交錯が編み出すエネルギーの本質は、意見と疑惑を交えて消費される噂と、基本的に同じものを持っていた。ただ、帝の言葉は、量的に膨大な力を有している。「犯人は誰か」というのは、犯人捜索という命令に直結した。そして、それが更なる言葉を増殖させる。

陳若愚は、

是の時訛言沸興し、街坊酒肆、敢えて偶爾も夜會する者無し。

と記している。そして、

惟だ、妖書内に名を有するの人、各報復を思い、此の書を忖度するに、必ず是れ素より嫌怨有る者の作る所なりと。

と、帝と陳矩が交わした言葉の磁場を、關係者が各々のレベルで發生させる。このルートが、現實には政争へと實體化するのである。

さて、帝と陳矩の言葉の交換は、捜査線上に、皦生光という人物を浮かび上がらせるという形で、實體化した。皦生光は曾て、豪商包繼志が金の力で鄭承恩と癒着していると怪文書を發行、鄭家の門及び各巷口に貼り出した罪で、流罪になった前科を持つ。言わば舌禍事件の常習犯のような人物であった。

皦生光は家人と共に逮捕され、自家出版の著作も重要物件として押收され、その刻工徐承惠も拘引された。捜査に当たった李廷機は、十二項目に亙る證據を挙げた。

(1) 證據物件↓押收した文書と妖書の筆力が類似。容疑者が勉強中の書物の典故が妖書中に引用。容疑者が妖書の

一、二句を暗誦。

(2) 刻工徐承惠の供述↓容疑者の支拂った手間賃を、當時の一字の値段から換算すると、妖書の字數に一致。依頼された文書の版式と妖書の版式が一致。仕事の際、人目の無い場所で、原稿を人に見せぬよう要求。

(3) 妾の供述↓容疑者が密かに本を裂き、焼却しているの目撃。

そして、自供しなければ家人を共犯として處刑するという聖旨を読み聞かされた嫩生光は、遂に己の單獨犯行であることを自白した。だが、陳矩は最後まで一抹の疑惑を捨て切れなかった。嫩生光は、妖書を一、二字以上は暗誦できなかったし、妖書の版木が発見されぬ上、刻工徐承惠は文盲で、彼の刻した文書と妖書が同一か、遂に決め手がなかったのである。しかし、捜査で取り交された言葉の消費は、既に幾多の人命と廷臣の政治生命をも消費していた。陳矩は李廷機らと協議し、遂に嫩生光に有罪判決を下す。

『酌中志』に残されたのは、法によって庇護された言葉の交錯であり、妖書自身がその文字の上で既にモデル化していた噂の自能力が、現實に立ち上がる断面であった。言葉が立ち上がってしまった以上、庇護の枠がとれてしまえば、それ

は噂に移行する。方や政争として朝廷の内部へ。方や朝廷の外へ。

### c、『萬曆野獲編』が拾う事件の周縁

戊戌の妖書と違って、癸卯の妖書は派手な話題になった。それは、戒嚴令に等しい京師一帯の搜索の爲だが、関係者の中に僧達觀、醫者沈令譽、生員嫩生光ら些か毛色の異なる人々がいたことも一因と言えよう。彼らは、朝廷の上下關係から外れて、なお貴顯紳士の門を横に渡った。言葉を操る活動によってである。

#### 『萬曆野獲編』卷二十七「吳江異人」

達觀師、世に所謂紫柏老人なる者、本吳江の人、後に諱みて之を言う。其の聰明機辨なること實に宇内に兩つながら無し。晩に京師に遊び、慈聖太后と今上と俱に之を禮重す。

#### 同書卷二十七「紫柏禍本」

紫柏老人氣一世を蓋い、氣鋒豪傑を籠罩するに能くす。士大夫中に于いて最も馮開之祭酒、于中甫比部（9）に賞でらる。：時に太倉王吏部罔伯（王士驥）、于と同門、日夕次揆之門に出入す。：郭（正域）、于と同年中の莫逆な

り。：沈令譽、王子之交に因りて亦た郭宗伯（正域）と往還するを得。

士大夫の私的交際の場、詩社の流行は、無位無官ながら文筆辯論の才によつて名望を得た人々を、サークルに迎え入れた。沈令譽や達觀は、そうした文化基盤の上で郭正域らのグループに係わっていた。その結果、達觀は獄中に病死し、沈令譽も危うく死にかける羽目になったのである。

「物言うこと」はまた恐喝や舌禍とも結びつき、こうした文化相の明暗を作っていた。實名入りの野史を著し、訂正の名目で金を受け取っていた者<sup>(10)</sup>もいれば、樂新爐なる山人は、公卿の間を渡り歩き、誹謗の言を弄んで嫌悪されていたが、機知敏い故に、親しくする士大夫もいたという。彼も皦生光と同じく元監生で、舌禍事件を起こして獄中死する<sup>(11)</sup>。彼らが扱う言葉は、既に監生や生員という身分に落ち着いていたのでは持て餘すエネルギーを蓄えていたのだらう。彼らはそうした言葉を抱えたまま、はみ出していく。

『萬曆野獲編』卷六「内官勘獄」には  
皦生光、本名楊本。文安縣庠生。無行を以て斥けらる。

故と鐵嶺の李氏と遊ぶ。

と言い、この名家李氏の息子が戦死した際、悔やみに行つて

慟哭し、

我、令子を哭するに非ず。：令子、我に許すに、天下を得るの日、我を爵侯に列すと。今已みたり。是を以て悲しみて自ら制さざるのみ。

とうそぶいて、李の父から口止め料を脅し取ったことが記されている。醜聞の種を撒いて歩いた彼は、自らもその行爲によつて噂の的となった。妖書の事件は、朝廷の門を出て憎まれ者を作りだしていくのである。

曾て一鉅公の云うを聞くに、此れ錦衣衛鄭樸なる者實は之を爲すと。其の意借るに其の同類を傾くを以てす。鄭：素より狡獪無頼、：京に居りて益す穢狀多く、即ち儕輩も亦之を畏惡す。：又有るひと中書趙士楨の手より出るを云う。趙：生平甚口にして訐を好み、故人を以て亦相疑う。但だ趙、布衣にして書を能くするを以て文華殿に選入さる。指す所の諸公と毫も怨隙無し。何を以て此の技倆を作さんや。（『萬曆野獲編』補遺卷三「癸卯妖書」）

こうして際限無くはみ出していった言葉に、沈徳符は、一婦人の言を以て終着を付けたといえる。事件の後、彼はとある豪家で客の遇しに出たその婦人と、妖書事件の話をする。噂はここまで廣がっていた。

此の婦忽然として曰く：「此れ皆比時大老及び兩衙門無學無識にして、以て張皇すること此くの如し。國家の律令を見ざるや。凡そ匿名文書に遇えば、俱に即時に焚毀せば、其の言一概に行なわれず。」〔萬曆野獲編〕卷十八「乙卯閩宮」

すぐに燒き捨てれば濟んだ事なのに、何故あんな大騒ぎをしたんでしょう。——この婦人の言葉の中に、沈徳符の事件への言葉も收斂されていくのである。

### 終わりに

癸卯妖書事件の尋問には、十才の少女も含まれていた。沈令譽の下女の娘であるこの少女は、「妖書の版木はどれほど有ったか」という陳矩の問いに、「お部屋にいっぱい」と答えて、閑笑をかけた。<sup>(13)</sup> たかが数枚の妖書なのである。『酌中志』によると、敵生光處刑後、捜査関係者の沈祐が彼の亡靈に惱まされて病死したとか、實は敵は無實であったとか、噂は後を断たなかった。

恰も人が噂を作りだしていく現場のような問答形式で書かれた妖書は、そのモデルを現實に投射し、犯人捜しの名で無限の言葉が引き出され、その言葉を云々する言葉がまたエネ

萬曆の怪文書（岡崎）

ルギーを與えられる。言葉の消費と増幅は同一平面の循環ではなく、「妖書を云々する事」「妖書を云々する事を云々する事」というメタナレーションの重層化で現れた。そこには、捜査に係わる朝廷の官のみならず、政治派閥、布衣の文化人、口舌の奸徒など様々な文化相が、それぞれの立場で重層化の切り口を提供している。「もの言う事」はまたその一形態として、時代のエネルギーを潜在化させた言葉の相から、断面を取り込み、物語の言葉で立ち上がるであろう。妖書事件は、言わば、「もの言う事」の底流を自己測定する極めて尖鋭化した事件であったといえる。

### 〔注〕

- (1) 拙稿『宋楸澄交友録——萬曆文人社會の一畫で——』（『中國文學研究』第十二期）に試論す。
- (2) 『酌中志』及び『萬曆野獲編』補遺卷三「戊戌謗書」によれば、妖書は、呂坤の原題の「範」を「鑑」の字に作っている。『明史』では、全て「範」の字に揃えている。
- (3) 『劉應秋』（卷二二六）、「張位」（卷二一九）、「樊玉衡」（卷二二三三）、「戴士衡」（卷二三三四）、「陳矩」（卷三〇五）
- (4) 『明史』卷三〇五
- (5) 注（2）参照

- (6) 沈德符の五世孫沈振、錢枋家藏書に據りて撰。康熙癸巳  
(一七一三)序。
- (7) 『明史』卷二一八「沈一貫」
- (8) 『明史』卷三〇五「陳矩」
- (9) 玉立(字中甫)。「明史」卷二三六「會有醫人沈令譽實爲妖  
書者、搜其篋、得玉立與吏部郎中王士騏書、中及其起官事。」  
于是玉の錯りであらう。
- (10) 『萬曆野獲編』卷二十五「私史」
- (11) 『萬曆野獲編』補遺卷三「山人叢語」
- (12) 『酌中志』によれば、流罪の後、一度改名して敵揚、字を  
冤之と名乗っていた。
- (13) 『明史』卷三〇五「陳矩」